景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更（湯ヶ島地区）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 配置 | □稜線を乱さないよう尾根から低い位置に配置する。 |  |
| 壁面の位置 | □壁面は、歩道との空間、植栽のための空間の確保に努める。  □【Ａゾーン】国道414号沿いでは、街並みの連続性を感じ  られるよう、できるだけ周辺の建築物の壁面の位置を揃え  るよう努める。 |  |
| 高さ、配置 | □周辺の街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与え  ない高さ、配置とするよう努める。 |  |
| □【A,Cゾーン】湯道、旧下田街道から見たときに稜線を遮  らない高さ、配置とするよう努める。  □【Bゾーン】河川に近接する場合は、湯道から見たときに  河川への眺望を阻害しない高さ、配置とするよう努める。 |
| □富士山などの良好な眺望を阻害しない高さとするよう配  慮する。 |
| 形態 | □【Ａ，Ｃゾーン】屋根の形状は、できるだけ勾配屋根とす  るなど、稜線や周辺の街並みと調和するよう配慮する。 |  |
| □【Ｂゾーン】屋根の形状は、切妻、寄棟、入母屋、方形な  ど、勾配屋根とする。 |
| □歴史的な景観資源に近接する場合は、違和感を与えるよう  な奇抜な形態を避ける。 |  |
| □主要な通りや河川に面する低層部に、窓や出入口のない長  大な壁など、単調な壁面をつくらないようにする。 |  |
| □主要な通りに面する宿泊施設や店舗などの多くの人が集  まる施設の１階部分は、ベンチの設置やガラス面の多用な  ど、低層部の賑わいの創出に配慮する。 |  |
| 材料 | □光沢や反射の強い素材を建築物の屋根や外壁、工作物の外  観にできるだけ使用しない。 |  |
| □木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観  との調和に配慮する。 |
| 屋外  設備 | □外壁または屋外に設ける室外機、高架水槽などの建築設備  や配管類は、主要な通りから見えにくいよう配置する。や  むを得ず見える場所に配置する場合は、外壁と調和する色  調、木製などの囲いにより、周辺の景観と調和させるよう  配慮する。 |  |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 屋外  設備 | □建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュール（ソ  ーラーパネル）を設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺  色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目  立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立た  ない物を使用するよう配慮する。 |  |
| 門塀、擁壁等 | □通りに面する部分は、できるだけ生垣とする。金属製の柵  やフェンス、ブロック積みとする場合は、材質感の工夫、  落ち着いた色彩の使用、道路側への植栽などにより、周辺  の景観と調和するよう配慮する。長大な擁壁が生じないよ  うにする。  □【Aゾーン】旧下田街道に面する部分は生垣とし、できる  だけ自然石の腰積みを併設するよう努める。 |  |
| □石積みの保全に留意し、新たに擁壁等を建造する場合は、  周辺の景観と調和する自然石の使用に努める。人工材料を  使用する場合は、材質感や色彩の工夫により、周辺の景観  と調和するよう配慮する。 |  |
| □長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、  周辺の自然植生を考慮した緑化などにより、周辺の景観と  調和するよう配慮する。 |  |
| 駐車場、駐輪場 | □駐車場、駐輪場の主要な通りに面する部分は、舗装面、機器類の形態意匠などの工夫と植栽、塀や柵の素材や色彩の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 自動販売機 | □主要な通りに面する場合は、建築物と一体的に設置するこ  とを基本とし、壁面線内に設置するか、壁面に合わせて設  置する。さらに、付帯する建築物か周辺の景観と調和した  色彩とする。  □【Ｂゾーン】湯道に面する場合は、木製の囲いの設置など、  修景に努める。 |  |
| 色彩 | □【Ａ、Ｃゾーン】外壁の色彩は、別表１に掲げる色彩の範  囲とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。  □【Ｂゾーン】外壁の色彩は、別表２に掲げる褐系色（ベー  ジュを含む。）、クリーム色、灰系色、乳白系色とし、周辺  の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □屋根の色彩は、別表３に掲げる焦げ茶色、灰黒系色、赤錆  系色、暗緑系色とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □色数は全体で５色以内とする。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □【Ｂゾーン】湯道に面して、寒冷紗等の遮蔽物の設置を控  えるとともに、やむを得ず設置する場合は、必要最小限の  規模とし、自然素材の活用、材質感の工夫、落ち着いた色  彩の使用などにより、周辺の景観と調和するよう配慮す  る。 |  |
| □【Ｂゾーン】外構に屋外照明を設置する場合は、ネオンな  どの激しい動光を伴う照明の使用を控え、できるだけ暖か  みのあるあかりを使用する。 |  |
| 緑化 | □敷地内の既存の庭木や生垣などの樹木はできるだけ保全  する。 |  |
| □宿泊施設や店舗などの多くの人が集まる施設では、主要な  出入口に樹木、植木鉢、フラワーポットなどを設置し、お  もてなしの雰囲気や季節感の演出に努める。 |  |
| □道路や河川などの公共空間に面する場所の積極的な緑化  に努める。 |  |
| 屋外広告物 | □建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しな  いよう努める。 |  |
| □屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の  景観と調和するよう努める。 |  |
| □低層部での設置を基本とし、集約化・小規模化に努める。 |  |
| □反射性のある素材は控え、木などの自然素材の活用が望ま  しい。 |  |
| □屋外広告物の地は、自然素材またはダークブラウン  を使用し、全体で３色以内となるよう努める。 |
| □特に歴史的な景観資源に近接する場合は、大きさ、色彩に  留意する。 |
| □点滅式照明や可動式照明（回転灯など）の使用を避ける。  また、ネオンやＬＥＤなどの光源そのものが表示物となる  ものの使用は控える。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。